

平成24年6月6日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋馬喰町二丁目2番6号  
朝日生命須長ビル  
株式会社 バルクホールディングス  
代表取締役社長 村 松 澄 夫

「第18期定時株主総会招集ご通知」記載事項の一部修正について

平成24年6月6日にご通知申し上げました、「第18期定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に誤りがございましたので、謹んでお詫び申し上げるとともに、下記のとおり修正いたします。  
なお、修正箇所には\_\_\_\_を付して記載しております。

記

株主総会参考書類

第2号議案 監査役2名選任の件 (35頁)

<修正前>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株 式 数	当社との 特 別 の 利 害 関 係
1	鳩原 恵二 (昭和17年7月2日生)	平成12年10月 当社監査役 (非常勤) 平成19年6月 当社監査役 (常勤) 現在に至る	25株	なし
2	濱田 満 (昭和19年9月4日生)	昭和40年2月 株式会社日立製作所入社 昭和44年7月 株式会社ビジネスコンサルタント入社 昭和56年6月 株式会社コスモ・サイエンティフィック・ システム設立、代表取締役社長就任 平成22年6月 同社代表取締役社長退任 現在に至る	0株	なし

- (注)1. 鳩原恵二氏及び濱田満氏は社外監査役候補者であります。  
2. 社外監査役候補者の選任理由、社外監査役としての独立性及び社外監査役との責任限定契約について
- (1) 社外監査役候補者の選任理由について  
鳩原恵二氏につきましては、中小企業診断士として培われた専門的な知識・経験等を有しており、監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。  
なお、同氏の当社監査役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって12年となります。  
濱田満氏につきましては、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (2) 社外監査役候補者の独立性について
- ① 社外監査役候補者は、過去に当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者になったことはありません。  
② 社外監査役候補者は、過去に当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（監査役としての報酬を除く）を受けたことはなく、今後も受ける予定はありません。  
③ 社外監査役候補者は、過去に当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- (3) 社外監査役との責任限定契約について  
当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。社外監査役候補者鳩原恵二氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しており、社外監査役候補者濱田満氏とは、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。なお、その契約の内容の概要は次のとおりであります。  
・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。  
・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

<修正後>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
1	鳩原 恵二 (昭和17年7月2日生)	平成12年10月 当社監査役（非常勤） 平成19年6月 当社監査役（常勤） 現在に至る	25株	なし
2	瀧田 満 (昭和19年9月4日生)	昭和40年2月 株式会社日立製作所入社 昭和44年7月 株式会社ビジネスコンサルタント入社 昭和56年6月 株式会社コスモ・サイエンティフィック・ システム設立、代表取締役社長就任 平成22年6月 同社代表取締役社長退任 現在に至る	0株	なし

- (注)1. 鳩原恵二氏及び瀧田満氏は社外監査役候補者であります。
2. 社外監査役候補者の選任理由、社外監査役としての独立性及び社外監査役との責任限定契約について
- (1) 社外監査役候補者の選任理由について
- 鳩原恵二氏につきましては、中小企業診断士として培われた専門的な知識・経験等を有しており、監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社監査役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって12年となります。
- 瀧田満氏につきましては、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (2) 社外監査役候補者の独立性について
- ① 社外監査役候補者は、過去に当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者になったことはありません。
- ② 社外監査役候補者は、過去に当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（監査役としての報酬を除く）を受けたことはなく、今後も受ける予定はありません。
- ③ 社外監査役候補者は、過去に当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- (3) 社外監査役との責任限定契約について
- 当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。社外監査役候補者鳩原恵二氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しており、社外監査役候補者瀧田満氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。なお、その契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以上